【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第161期中（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　鈴　木　岳　伯
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町２番５号
【電話番号】	024(525)2525(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部人材開発部担当　猪　股　徹　也
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 　いちご大宮ビル４階 株式会社福島銀行　大宮支店
【電話番号】	048(643)2830(代表)
【事務連絡者氏名】	支店長　　伊　藤　雅　憲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社福島銀行　大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 　いちご大宮ビル４階）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	6,604	7,199	8,363	13,417	15,175
連結経常利益(△は連結経常損失)	百万円	△646	106	453	△1,175	687
親会社株主に帰属する中間純利益(△は親会社株主に帰属する中間純損失)	百万円	△951	156	487	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益(△は親会社株主に帰属する当期純損失)	百万円	―	―	―	△1,252	736
連結中間包括利益	百万円	△1,574	349	977	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△2,799	52
連結純資産額	百万円	25,281	24,232	24,737	24,057	23,935
連結総資産額	百万円	846,559	838,936	807,463	805,096	794,047
１株当たり純資産額	円	720.88	690.57	704.89	685.63	681.96
１株当たり中間純利益(△は１株当たり中間純損失)	円	△32.88	4.47	13.97	―	―
１株当たり当期純利益(△は１株当たり当期純損失)	円	―	―	―	△39.26	21.12
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	2.96	2.87	3.04	2.96	2.99
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	18,665	27,715	4,471	△15,199	△23,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△237	△4,007	14,292	△9,516	△635
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,770	△175	△175	1,770	△175
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	98,104	78,495	49,600	54,961	31,012
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	483 [167]	470 [148]	449 [158]	474 [162]	460 [148]

(注) １　潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第159期中	第160期中	第161期中	第159期	第160期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	5,306	6,065	7,077	10,852	12,776
経常利益(△は経常損失)	百万円	△652	183	419	△1,267	692
中間純利益(△は中間純損失)	百万円	△946	245	467	―	―
当期純利益(△は当期純損失)	百万円	―	―	―	△1,302	766
資本金	百万円	19,638	19,638	19,638	19,638	19,638
発行済株式総数	千株	34,900	34,900	34,900	34,900	34,900
純資産額	百万円	23,458	22,472	22,856	22,204	22,077
総資産額	百万円	843,533	836,074	804,389	801,954	790,693
預金残高	百万円	803,474	800,961	770,753	762,625	734,725
貸出金残高	百万円	581,652	582,644	597,580	576,038	589,515
有価証券残高	百万円	154,784	166,374	147,849	161,367	161,949
１株当たり配当額	円	―	―	―	5.00	5.00
自己資本比率	%	2.78	2.68	2.84	2.76	2.79
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	441 [150]	424 [135]	404 [144]	431 [146]	414 [135]

(注) １　自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、その他の関係会社の異動については、以下のとおりであります。

2026年６月30日付でSBI地銀ホールディングス株式会社が保有する当行の普通株式をSBIホールディングス株式会社のグループ内企業である株式会社SBI新生銀行に譲渡しました。これにより、SBI地銀ホールディングス株式会社はその他の関係会社ではなくなり、同日をもって株式会社SBI新生銀行が新たにその他の関係会社になっております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状況及び経営成績の状況

(財政状態)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末比13,415百万円増加し、807,463百万円となりました。純資産は、同801百万円増加し、24,737百万円となりました。

総預金(譲渡性預金を含む)は、公金預金及び法人預金の増加により、前連結会計年度末比18,746百万円増加し、777,448百万円となりました。

貸出金は、地公体向け貸出金や住宅ローンの増加により、前連結会計年度末比7,498百万円増加し、595,182百万円となりました。

有価証券は、その他の証券の減少により、前連結会計年度末比14,099百万円減少し、147,027百万円となりました。

(経営成績)

当中間連結会計期間の経常収益は、資金運用収益の増加により、前中間連結会計期間比1,163百万円増加し、8,363百万円となりました。

経常費用は、主に資金調達費用の増加により、前中間連結会計期間比817百万円増加し、7,910百万円となりました。

この結果、経常利益は、前中間連結会計期間比346百万円増加し、453百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同331百万円増加し、487百万円となりました。

(セグメント業績)

当中間連結会計期間のセグメント情報ごとの業績は次のとおりとなりました。

銀行業の経常収益は、前中間連結会計期間比1,109百万円増加し、7,180百万円となりました。また、セグメント利益は、同333百万円増加し、430百万円となりました。

リース業の経常収益は、前中間連結会計期間比60百万円増加し、1,206百万円となりました。また、セグメント利益は、同4百万円増加し、21百万円となりました。

クレジットカード業・信用保証業の経常収益は、前中間連結会計期間比0百万円減少し、56百万円となりました。また、セグメント利益は、同7百万円増加し、1百万円となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、貸出金利息が増加したことなどから前中間連結会計期間比580百万円増加し、4,184百万円となりました。

役務取引等収支は、投信窓販業務に関する受入手数料が増加したことなどから前中間連結会計期間比77百万円増加し、718百万円となりました。

その他業務収支は、その他の業務費用が増加したことにより前中間連結会計期間比225百万円減少し、△226百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	3,704	0	△101	3,603
	当中間連結会計期間	4,186	0	△2	4,184
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	4,631	1	△114	(0) 4,518
	当中間連結会計期間	5,586	0	△20	(0) 5,565
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	927	0	△12	(0) 914
	当中間連結会計期間	1,399	0	△17	(0) 1,381
役務取引等収支	前中間連結会計期間	640	―	―	640
	当中間連結会計期間	718	―	―	718
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,335	―	△20	1,315
	当中間連結会計期間	1,427	―	△21	1,405
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	694	―	△20	674
	当中間連結会計期間	708	―	△21	687
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1	―	―	△1
	当中間連結会計期間	△226	―	―	△226
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	―	―	―	―
	当中間連結会計期間	0	―	―	0
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1	―	―	1
	当中間連結会計期間	226	―	―	226

(注) 1　「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
2　「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引及び外国証券取引であります。
3　資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除して表示しております。
4　「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。
5　資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投信窓販業務に関する受入手数料が増加したことなどにより、前中間連結会計期間比90百万円増加し、1,405百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比13百万円増加し、687百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,335	―	△20	1,315
	当中間連結会計期間	1,427	―	△21	1,405
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	488	―	△18	469
	当中間連結会計期間	502	―	△20	482
うち為替業務	前中間連結会計期間	173	―	△0	172
	当中間連結会計期間	157	―	△0	156
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	116	―	―	116
	当中間連結会計期間	44	―	―	44
うち代理業務	前中間連結会計期間	5	―	―	5
	当中間連結会計期間	5	―	―	5
うち保護預かり・貸金庫業務	前中間連結会計期間	9	―	―	9
	当中間連結会計期間	2	―	―	2
うち保証業務	前中間連結会計期間	43	―	△0	43
	当中間連結会計期間	39	―	△0	38
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	199	―	―	199
	当中間連結会計期間	170	―	―	170
うち投信窓販業務	前中間連結会計期間	299	―	―	299
	当中間連結会計期間	505	―	―	505
役務取引等費用	前中間連結会計期間	694	―	△20	674
	当中間連結会計期間	708	―	△21	687
うち為替業務	前中間連結会計期間	24	―	△0	23
	当中間連結会計期間	26	―	△0	25

(注) 1　「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
2　「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
3　「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	800,961	―	△1,074	799,887
	当中間連結会計期間	770,753	―	△705	770,047
うち流動性預金	前中間連結会計期間	455,058	―	△594	454,464
	当中間連結会計期間	439,293	―	△225	439,067
うち定期性預金	前中間連結会計期間	341,157	―	△480	340,677
	当中間連結会計期間	326,613	―	△480	326,133
うちその他	前中間連結会計期間	4,745	―	―	4,745
	当中間連結会計期間	4,846	―	―	4,846
譲渡性預金	前中間連結会計期間	8,890	―	―	8,890
	当中間連結会計期間	7,400	―	―	7,400
総合計	前中間連結会計期間	809,851	―	△1,074	808,777
	当中間連結会計期間	778,153	―	△705	777,448

(注) 1　「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
2　「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
3　預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金＝当座預金＋普通預金
定期性預金＝定期預金
4　「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	580,402	100.00	595,182	100.00
製造業	25,995	4.48	25,846	4.34
農業，林業	1,208	0.21	1,275	0.21
漁業	286	0.05	314	0.05
鉱業，採石業，砂利採取業	272	0.05	422	0.07
建設業	29,747	5.13	31,563	5.30
電気・ガス・熱供給・水道業	24,872	4.29	23,553	3.96
情報通信業	1,661	0.29	3,338	0.56
運輸業，郵便業	10,677	1.84	10,931	1.84
卸売業，小売業	31,176	5.37	31,528	5.30
金融業，保険業	16,489	2.84	16,905	2.84
不動産業，物品賃貸業	49,542	8.54	50,407	8.47
その他の各種サービス業	48,074	8.28	46,975	7.89
国・地方公共団体	100,205	17.26	107,426	18.05
その他	240,192	41.37	244,691	41.12
国際業務部門	―	―	―	―
合計	580,402	――	595,182	――

(注) 1　「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
2　「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金や債券貸借取引受入担保金が減少したことにより、4,471百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、23,244百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が有価証券の取得による支出を上回ったことにより、14,292百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、18,299百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△175百万円となりました。前中間連結会計期間との比較では、0百万円の減少となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、中間連結会計期間中18,588百万円増加し、49,600百万円となりました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略について重要な変更又は新たに定めた経営方針・経営戦略はありません。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当連結会社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更又は新たに定めた経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 従業員数

当中間連結会計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増加又は減少はありません。

(9) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備について著しい変動はありません。

(10) 資本の財源及び資金の流動性

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した（資本の財源及び資金の流動性）の内容について重要な変更はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
1　連結自己資本比率　（２／３）	9.43
2　連結における自己資本の額	324
3　リスク・アセットの額	3,437
4　連結総所要自己資本額	137

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
1　自己資本比率　（２／３）	9.01
2　単体における自己資本の額	306
3　リスク・アセットの額	3,406
4　単体総所要自己資本額	136

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	45
危険債権	73	69
要管理債権	1	1
正常債権	6,026	6,149

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,000,000
A種優先株式	90,000,000
B種優先株式	10,000,000
計	112,000,000

(注)　計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	34,900,000	34,900,000	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	34,900,000	34,900,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年9月30日	―	34,900	―	19,638	―	―

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町２丁目４番３号	11,900	34.12
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	1,867	5.35
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町２番５号	936	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	809	2.32
株式会社第一商事	福岡県福岡市博多区網場町７番17号	550	1.57
株式会社アラジン	福島県郡山市島２丁目32番24号	538	1.54
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９番７号	289	0.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内１丁目４番５号)	275	0.78
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT(常任代理人シティバンクエヌエイ東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45,8001,ZURICH,SWITZERLAND(東京都新宿区新宿６丁目27番30号)	269	0.77
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW(常任代理人野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE,LONDON,EC4R 3AB,UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋１丁目13番１号)	246	0.70
計	――	17,682	50.70

(注)　1　上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
株式会社日本カストディ銀行　809千株

2　SBI地銀ホールディングス株式会社から2026年７月３日付でSBI地銀ホールディングス株式会社、SBIアセットマネジメント株式会社、株式会社SBI新生銀行を共同保有者とする2026年６月26日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、SBIアセットマネジメント株式会社については、当行として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	373	1.07
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	11,900	34.10

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	――	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	――	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 28,400	――	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,804,300	348,043	―
単元未満株式	普通株式 67,300	――	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	34,900,000	――	――
総株主の議決権	――	348,043	――

(注) １　「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。
２　「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,800株含まれております。また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が18個含まれております。
３　「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式6株を含んでおります。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町２番５号	28,400	―	28,400	0.08
計	――	28,400	―	28,400	0.08

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※3 31,279	※3 49,995
商品有価証券	179	178
金銭の信託	996	995
有価証券	※1, ※3, ※7 161,126	※1, ※3, ※7 147,027
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4 587,683	※1, ※2, ※3, ※4 595,182
リース債権及びリース投資資産	4,493	4,746
その他資産	※1, ※3 3,103	※1, ※3 3,898
有形固定資産	※5, ※6 9,370	※5, ※6 9,192
無形固定資産	272	236
退職給付に係る資産	231	217
繰延税金資産	376	430
支払承諾見返	※1 191	※1 290
貸倒引当金	△5,258	△4,930
資産の部合計	794,047	807,463
負債の部		
預金	733,994	770,047
譲渡性預金	24,707	7,400
債券貸借取引受入担保金	※3 5,880	-
借用金	1,493	1,345
その他負債	2,920	2,706
賞与引当金	173	184
退職給付に係る負債	66	69
睡眠預金払戻損失引当金	10	7
繰延税金負債	28	28
再評価に係る繰延税金負債	※5 645	※5 645
支払承諾	191	290
負債の部合計	770,112	782,726
純資産の部		
資本金	19,638	19,638
資本剰余金	2,758	2,758
利益剰余金	9,494	9,806
自己株式	△20	△20
株主資本合計	31,869	32,182
その他有価証券評価差額金	△8,917	△8,431
土地再評価差額金	※5 826	※5 826
退職給付に係る調整累計額	2	3
その他の包括利益累計額合計	△8,088	△7,601
非支配株主持分	153	156
純資産の部合計	23,935	24,737
負債及び純資産の部合計	794,047	807,463

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	7,199	8,363
資金運用収益	4,518	5,565
（うち貸出金利息）	3,944	4,675
（うち有価証券利息配当金）	440	747
役務取引等収益	1,315	1,405
その他業務収益	-	0
その他経常収益	※1 1,366	※1 1,391
経常費用	7,092	7,910
資金調達費用	915	1,383
（うち預金利息）	860	1,332
役務取引等費用	674	687
その他業務費用	1	226
営業経費	※2 4,045	※2 3,971
その他経常費用	※3 1,455	※3 1,641
経常利益	106	453
特別利益	47	5
固定資産処分益	47	5
特別損失	3	0
固定資産処分損	3	0
税金等調整前中間純利益	151	457
法人税、住民税及び事業税	21	21
法人税等調整額	△29	△54
法人税等合計	△7	△33
中間純利益	159	490
非支配株主に帰属する中間純利益	3	3
親会社株主に帰属する中間純利益	156	487

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	159	490
その他の包括利益	190	486
その他有価証券評価差額金	196	485
退職給付に係る調整額	△6	0
中間包括利益	349	977
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	346	973
非支配株主に係る中間包括利益	3	3

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,638	2,758	8,931	△20	31,307
当中間期変動額					
剰余金の配当			△174		△174
親会社株主に帰属する中間純利益			156		156
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	△18	△0	△18
当中間期末残高	19,638	2,758	8,913	△20	31,289

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△8,199	826	△25	△7,397	147	24,057
当中間期変動額						
剰余金の配当					△0	△175
親会社株主に帰属する中間純利益						156
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	196	-	△6	190	3	193
当中間期変動額合計	196	-	△6	190	2	174
当中間期末残高	△8,002	826	△31	△7,207	150	24,232

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,638	2,758	9,494	△20	31,869
当中間期変動額					
剰余金の配当			△174		△174
親会社株主に帰属する中間純利益			487		487
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	312	△0	312
当中間期末残高	19,638	2,758	9,806	△20	32,182

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△8,917	826	2	△8,088	153	23,935
当中間期変動額						
剰余金の配当					△0	△175
親会社株主に帰属する中間純利益						487
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	485	-	0	486	3	489
当中間期変動額合計	485	-	0	486	2	801
当中間期末残高	△8,431	826	3	△7,601	156	24,737

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	151	457
減価償却費	286	259
貸倒引当金の増減（△）	229	369
賞与引当金の増減額（△は減少）	3	11
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△22	13
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	3	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△12	△3
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△3	-
資金運用収益	△4,518	△5,565
資金調達費用	915	1,383
有価証券関係損益（△）	1	225
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1	0
固定資産処分損益（△は益）	△44	△4
貸出金の純増（△）減	△6,395	△8,194
預金の純増減（△）	38,094	36,053
譲渡性預金の純増減（△）	△4,867	△17,307
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△63	△148
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△84	△127
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	-	△5,880
資金運用による収入	4,439	5,425
資金調達による支出	△697	△1,075
その他	329	△1,396
小計	27,745	4,501
法人税等の支払額	△29	△29
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,715	4,471
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△11,606	△5,440
有価証券の売却による収入	738	13,699
有価証券の償還による収入	6,866	6,075
有形固定資産の取得による支出	△74	△75
無形固定資産の取得による支出	△26	-
有形固定資産の売却による収入	94	32
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,007	14,292

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△174	△174
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△175	△175
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	23,533	18,588
現金及び現金同等物の期首残高	54,961	31,012
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　78,495	※1　49,600

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　3社

会社名

株式会社ふくぎんリース&クレジット

株式会社東北バンキングシステムズ

株式会社ふくぎん地域活性化投資

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　　3社

4　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年

その他　３年～15年

②　無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後３年間の予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後３年間の予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的でないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後１年間の予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,248百万円(前連結会計年度末は1,258百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 重要な収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（貸主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,082百万円	4,682百万円
危険債権額	6,819百万円	6,916百万円
三月以上延滞債権額	26百万円	30百万円
貸出条件緩和債権額	99百万円	98百万円
合計額	12,027百万円	11,726百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※２　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
56百万円	15百万円

※３　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	51,545百万円	50,188百万円
貸出金	8,622百万円	8,388百万円
計	60,167百万円	58,576百万円
担保に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	5,880百万円	―百万円
借用金	―百万円	―百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	7,977百万円	7,629百万円
現金預け金	211百万円	211百万円
その他資産	1百万円	1百万円

また、その他資産には、保証金敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金敷金	211百万円	208百万円

※４　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	29,178百万円	27,434百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	28,450百万円	26,175百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※５　土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める路線価及び第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

※６　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	15,616百万円	15,759百万円

※７　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
30,920百万円	28,047百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
償却債権取立益	27百万円	9百万円

※２　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給料・手当	1,478百万円	1,456百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	231百万円	369百万円
株式等償却	0百万円	0百万円

４　中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理方法として、市場価格のない株式等については切放し法を適用しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,900	―	―	34,900	
自己株式					
普通株式	27	0	―	27	(注)

(注)　普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加　　0千株

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月24日定時株主総会	普通株式	174	5.00	2025年３月31日	2025年６月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,900	―	―	34,900	
自己株式					
普通株式	27	0	―	28	(注)

(注)　普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加　　0千株

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月23日定時株主総会	普通株式	174	5.00	2026年３月31日	2026年６月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	79,197百万円	49,995百万円
定期預け金	△222　〃	△221　〃
普通預け金	△318　〃	△42　〃
その他の預け金	△161　〃	△130　〃
現金及び現金同等物	78,495　〃	49,600　〃

(リース取引関係)

１　ファイナンス・リース取引

(借主側)

ファイナンス・リース取引における金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
リース料債権部分	4,921	5,207
見積残存価額部分	44	40
受取利息相当額	△507	△545
合計	4,458	4,702

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)					
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債権	―	―	―	―	―	―
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,461	1,199	917	666	385	291

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)					
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債権	―	―	―	―	―	―
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,522	1,233	994	720	418	318

2　オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１年内	9	9
１年超	85	80
合計	94	89

（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１年内	46	44
１年超	22	23
合計	69	67

3　転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
リース投資資産	16	13
リース債務	15	12

(金融商品関係)

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注１)参照)。また、現金預け金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	996	996	―
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	72,209	65,406	△6,803
その他有価証券	84,876	84,876	―
(3) 貸出金	587,683		
貸倒引当金(＊1)	△5,198		
	582,485	572,387	△10,097
資産計	740,568	723,666	△16,901
(1) 預金	733,994	733,923	△70
(2) 譲渡性預金	24,707	24,707	―
(3) 借用金	1,493	1,476	△16
負債計	760,194	760,108	△86

(＊1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	995	995	―
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,397	60,758	△8,639
その他有価証券	73,595	73,595	―
(3) 貸出金	595,182		
貸倒引当金（＊1）	△4,870		
	590,311	576,776	△13,535
資産計	734,300	712,126	△22,174
(1) 預金	770,047	770,285	237
(2) 譲渡性預金	7,400	7,400	―
(3) 借用金	1,345	1,311	△33
負債計	778,793	778,997	204

(＊1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１)　市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
非上場株式(＊１)(＊２)	362	362
組合出資金(＊３)	3,677	3,671

（＊１）　非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）　前連結会計年度において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円の減損処理を行っております。
（＊３）　組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベルの１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベルの２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベルの３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	―	996	―	996
有価証券				
その他有価証券	18,701	66,175	―	84,876
国債	17,302	―	―	17,302
地方債	―	2,825	―	2,825
社債	―	4,466	―	4,466
株式	1,399	0	―	1,399
その他	―	58,883	―	58,883
資産計	18,701	67,171	―	85,872

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託	―	995	―	995
有価証券				
その他有価証券	20,585	53,010	―	73,595
国債	18,160	―	―	18,160
地方債	―	2,694	―	2,694
社債	―	3,867	―	3,867
株式	2,425	0	―	2,425
その他	―	46,448	―	46,448
資産計	20,585	54,005	―	74,591

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	15,660	19,551	30,193	65,406
国債	15,660	―	―	15,660
地方債	―	5,030	―	5,030
社債	―	14,520	30,193	44,714
貸出金	―	―	572,387	572,387
資産計	15,660	19,551	602,581	637,793
預金	―	733,923	―	733,923
譲渡性預金	―	24,707	―	24,707
借用金	―	1,476	―	1,476
負債計	―	760,108	―	760,108

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	14,838	18,806	27,113	60,758
国債	14,838	―	―	14,838
地方債	―	5,244	―	5,244
社債	―	13,561	27,113	40,675
貸出金	―	―	576,776	576,776
資産計	14,838	18,806	603,889	637,534
預金	―	770,285	―	770,285
譲渡性預金	―	7,400	―	7,400
借用金	―	1,311	―	1,311
負債計	―	778,997	―	778,997

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。観測できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、0IS、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※１　中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１　満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	100	100	0
	その他	―	―	―
	小計	100	100	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	18,029	15,660	△2,368
	地方債	5,449	5,030	△419
	社債	48,630	44,614	△4,016
	その他	―	―	―
	小計	72,109	65,306	△6,803
合計		72,209	65,406	△6,803

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	30	30	0
	その他	―	―	―
	小計	30	30	0
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	18,036	14,838	△3,197
	地方債	5,823	5,244	△578
	社債	45,508	40,645	△4,862
	その他	―	―	―
	小計	69,367	60,728	△8,639
合計		69,397	60,758	△8,639

2　その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,399	545	853
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	6,922	6,809	112
	外国証券	―	―	―
	投資信託	6,922	6,809	112
	小計	8,322	7,355	966
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	24,593	29,958	△5,364
	国債	17,302	21,024	△3,722
	地方債	2,825	3,286	△461
	社債	4,466	5,646	△1,180
	その他	51,960	56,479	△4,519
	外国証券	285	299	△14
	投資信託	51,675	56,180	△4,504
	小計	76,554	86,438	△9,884
合計		84,876	93,793	△8,917

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,425	545	1,880
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	2,388	2,099	288
	外国証券	―	―	―
	投資信託	2,388	2,099	288
	小計	4,814	2,645	2,168
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	0	0	△0
	債券	24,721	30,931	△6,209
	国債	18,160	22,490	△4,330
	地方債	2,694	3,228	△533
	社債	3,867	5,212	△1,345
	その他	44,059	48,449	△4,390
	外国証券	284	299	△15
	投資信託	43,775	48,150	△4,374
	小計	68,781	79,381	△10,599
合計		73,595	82,026	△8,431

3　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は社債49百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、原則として当中間連結会計期間(連結会計年度)末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△8,917
その他有価証券	△8,917
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,917
(△)非支配株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△8,917

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	金額(百万円)
評価差額	△8,431
その他有価証券	△8,431
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,431
(△)非支配株主持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	△8,431

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
期首残高	38百万円	42百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4百万円	7百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減額	－百万円	－百万円
期末残高	42百万円	50百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	
役務取引等収益	1,155	0	2	1,158
うち為替業務	172	―	―	172
うち保険窓販業務	199	―	―	199
うち投信窓販業務	299	―	―	299
うちその他	484	0	2	486
その他経常収益	106	0	41	149
顧客との契約から生じる経常収益	1,262	0	44	1,307
上記以外の経常収益	4,770	1,108	12	5,892
外部顧客に対する経常収益	6,033	1,109	56	7,199

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2　なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。
3　2025年8月27日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ふくぎん地域活性化投資は、「銀行業」に含めております。

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	
役務取引等収益	1,322	0	2	1,324
うち為替業務	156	―	―	156
うち保険窓販業務	170	―	―	170
うち投信窓販業務	505	―	―	505
うちその他	490	0	2	493
その他経常収益	105	0	40	146
顧客との契約から生じる経常収益	1,428	0	42	1,471
上記以外の経常収益	5,710	1,167	14	6,892
外部顧客に対する経常収益	7,138	1,168	56	8,363

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2　なお、「上記以外の経常収益」は、主に資金運用収益であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の適用対象の収益になります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」の３つを報告セグメントとしております。

2　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	6,033	1,109	56	7,199	―	7,199
セグメント間の内部経常収益	37	36	0	74	△74	―
計	6,070	1,146	57	7,274	△74	7,199
セグメント利益又は損失（△）	96	16	△6	106	―	106
セグメント資産	835,179	5,946	676	841,803	△2,866	838,936
セグメント負債	813,046	4,019	504	817,570	△2,866	814,704
その他の項目						
減価償却費	267	18	1	288	△1	286
資金運用収益	4,525	0	5	4,530	△12	4,518
資金調達費用	907	18	2	928	△12	915
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	83	15	1	100	―	100

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2　調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額△2,866百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント負債の調整額△2,866百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) 減価償却費の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

3　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4　2025年8月27日付で新規設立し、連結子会社とした株式会社ふくぎん地域活性化投資は、「銀行業」に含めております。

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業			
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	7,138	1,168	56	8,363	―	8,363
セグメント間の内部経常収益	41	38	0	80	△80	―
計	7,180	1,206	56	8,443	△80	8,363
セグメント利益	430	21	1	453	―	453
セグメント資産	803,556	5,876	647	810,079	△2,616	807,463
セグメント負債	780,991	3,883	467	785,342	△2,616	782,726
その他の項目						
減価償却費	242	18	0	260	△1	259
資金運用収益	5,578	0	4	5,583	△17	5,565
資金調達費用	1,372	26	2	1,401	△17	1,383
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	55	19	―	75	―	75

(注) １　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２　調整額は、次のとおりであります。
(1) セグメント資産の調整額△2,616百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2) セグメント負債の調整額△2,616百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3) 減価償却費の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。
３　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券関連業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,059	442	860	1,837	7,199

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券関連業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,769	747	914	1,931	8,363

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額		681円96銭	704円89銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	23,935	24,737
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	153	156
うち非支配株主持分	百万円	153	156
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	23,781	24,580
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	34,872	34,871

２　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益		4円47銭	13円97銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	156	487
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	156	487
普通株式の期中平均株式数	千株	34,872	34,871

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 31,262	※4 49,973
商品有価証券	179	178
金銭の信託	996	995
有価証券	※1, ※2, ※4, ※6 161,949	※1, ※2, ※4, ※6 147,849
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 589,515	※2, ※3, ※4, ※5 597,580
その他資産	1,525	2,298
その他の資産	※2, ※4 1,525	※2, ※4 2,298
有形固定資産	9,317	9,136
無形固定資産	261	226
前払年金費用	227	212
繰延税金資産	377	432
支払承諾見返	※2 191	※2 290
貸倒引当金	△5,110	△4,785
資産の部合計	790,693	804,389
負債の部		
預金	734,725	770,753
譲渡性預金	24,707	7,400
債券貸借取引受入担保金	※4 5,880	―
その他負債	2,304	2,277
未払法人税等	109	83
資産除去債務	42	50
その他の負債	2,152	2,143
賞与引当金	149	159
睡眠預金払戻損失引当金	10	7
再評価に係る繰延税金負債	645	645
支払承諾	191	290
負債の部合計	768,615	781,533
純資産の部		
資本金	19,638	19,638
資本剰余金	2,739	2,739
その他資本剰余金	2,739	2,739
利益剰余金	7,812	8,105
利益準備金	35	70
その他利益剰余金	7,777	8,035
別途積立金	3,500	3,500
繰越利益剰余金	4,277	4,535
自己株式	△20	△20
株主資本合計	30,169	30,462
その他有価証券評価差額金	△8,917	△8,432
土地再評価差額金	826	826
評価・換算差額等合計	△8,091	△7,606
純資産の部合計	22,077	22,856
負債及び純資産の部合計	790,693	804,389

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	6,065	7,077
資金運用収益	4,626	5,580
（うち貸出金利息）	3,951	4,687
（うち有価証券利息配当金）	542	750
役務取引等収益	1,331	1,423
その他業務収益	―	0
その他経常収益	※1 107	※1 73
経常費用	5,881	6,657
資金調達費用	907	1,372
（うち預金利息）	861	1,334
役務取引等費用	672	687
その他業務費用	1	226
営業経費	※2 4,002	※2 3,943
その他経常費用	※3 298	※3 427
経常利益	183	419
特別利益	47	5
特別損失	3	0
税引前中間純利益	228	424
法人税、住民税及び事業税	10	10
法人税等調整額	△28	△54
法人税等合計	△17	△43
中間純利益	245	467

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	19,638	955	1,783	2,739	28	3,500	3,692	7,220
当中間期変動額								
剰余金の配当							△174	△174
資本準備金の取崩		△955	955	-				
利益準備金の積立					35		△35	-
利益準備金の取崩					△28		28	-
中間純利益							245	245
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	△955	955	-	7	-	64	71
当中間期末残高	19,638	-	2,739	2,739	35	3,500	3,756	7,291

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20	29,577	△8,199	826	△7,372	22,204
当中間期変動額						
剰余金の配当		△174				△174
資本準備金の取崩		-				-
利益準備金の積立		-				-
利益準備金の取崩		-				-
中間純利益		245				245
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		-	196	-	196	196
当中間期変動額合計	△0	71	196	-	196	267
当中間期末残高	△20	29,648	△8,002	826	△7,176	22,472

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	19,638	-	2,739	2,739	35	3,500	4,277	7,812
当中間期変動額								
剰余金の配当							△174	△174
利益準備金の積立					35		△35	-
中間純利益							467	467
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	35	-	258	293
当中間期末残高	19,638	-	2,739	2,739	70	3,500	4,535	8,105

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20	30,169	△8,917	826	△8,091	22,077
当中間期変動額						
剰余金の配当		△174				△174
利益準備金の積立		-				-
中間純利益		467				467
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		-	485	-	485	485
当中間期変動額合計	△0	293	485	-	485	778
当中間期末残高	△20	30,462	△8,432	826	△7,606	22,856

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年
その他　３年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後３年間の予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後３年間の予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。ただし、対象先の件数が乏しく、算定した損失率の利用が合理的ではないと判断される場合は破綻懸念先に準じて貸倒引当金を計上しております。

また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については、今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。今後１年間の予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は1,248百万円(前事業年度末は1,258百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6　収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株式	847百万円	847百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,971百万円	4,570百万円
危険債権額	6,817百万円	6,914百万円
三月以上延滞債権額	26百万円	30百万円
貸出条件緩和債権額	99百万円	98百万円
合計額	11,914百万円	11,614百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
56百万円	15百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	51,545百万円	50,188百万円
貸出金	8,622百万円	8,388百万円
計	60,167百万円	58,576百万円
担保に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	5,880百万円	―百万円
借用金	―百万円	―百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	7,977百万円	7,629百万円
現金預け金	211百万円	211百万円
その他の資産	1百万円	1百万円

また、その他の資産には、保証金敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
保証金敷金	210百万円	207百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	26,946百万円	25,269百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	26,218百万円	24,010百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
30,920百万円	28,047百万円

(中間損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
償却債権取立益	27百万円	9百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	232百万円	206百万円
無形固定資産	33百万円	34百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	224百万円	370百万円

４　中間会計期間に係る有価証券の減損処理方法として、市場価格のない株式等については切放し法を適用しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式	847	847
関連会社株式	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月12日

株式会社福島銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐　康　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　尾　大　介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要

性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月12日

株式会社福島銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐　康　彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　尾　大　介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第161期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。